

中小企業信用保険法第二条第六項の経済産業大臣が認める場合を定める件

令和 2年 3月13日 経済産業省告示第49号

施行：令和 2年 3月13日

改正：なし

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第六項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が認める場合を次のように定める。

場 合	期 間
令和二年新型コロナウイルス感染症が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じているとき	令和二年二月一日から令和三年一月三十一日まで
